

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

専決第1号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年2月7日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和3年10月24日午後9時50分頃、市道1-12号線幸手市大字上高野1930番2地先の歩道において、側溝の蓋が外れていたことが原因により、走行中の自転車が転倒し、右顔面の負傷及び眼鏡が破損したものである。

3 損害賠償額

金53,318円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

治療費	6,840円
眼鏡代（時価額）	12,078円
慰謝料	34,400円
合 計	53,318円